

公益財団法人 公益法人協会 第56回(通常)理事会議事録

1 開催された日時 2020(令和2)年3月4日(水) 15時~17時11分

2 開催された場所 日本工業俱楽部 4階第一会議室

3 理事総数及び定足数

　　総数 14名、定足数 8名

4 出席理事数 13名

(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、田中皓、
時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、早瀬昇、蓑康久、
山岡義典、渡邊肇

(欠席) 堀田力

(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子、平川純子

5 議題

決議及び承認事項

第1号議案「2020(令和2)年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件

第2号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』支援金第8回配分先決定及び当協会の寄附金額の承認」の件

第3号議案「『創立50周年記念募金』の実施」の件

第4号議案「2020年度役員報酬(4~6月)」の件

第5号議案「顧問の選任」の件

第6号議案「臨時評議員会に提出する『倫理規程』改定案」の件

第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

報告事項

- (1) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の設置
- (2) 「公益法人ガバナンス・コード」をめぐる状況
- (3) 公益法人会計基準及び同運用指針の一部改正案に関する意見募集
- (4) 「民間法制・税制調査会」第二期活動報告及び第三期活動計画
- (5) 「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」
- (6) 2019年度入退会の状況
- (7) 2019年度下期コンプライアンスの状況
- (8) その他報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、理事総数14名中13名が出席、欠席は1名であり、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。続いて同次長から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『2020年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

同事業計画書について雨宮理事長から、続いて収支予算書及び設備投資の見込み等に関する書類について鈴木副理事長から説明があった。

説明によると、まず事業計画は、新公益法人制度が施行後11年を経過し、その制度の改善点と問題点がより明らかになってきたなか、令和2年度は、基本方針として、①2019年度～2021年度をカバーした中期経営計画（『Kプラン』）の2年度目として、達成・未達事項成の分析と、必要に応じて同プランの方針の再検討や修正を柔軟に行う、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』において採択された大会宣言（財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大の3項目の政策提言）の実現を引き続き重要戦略として位置づけ、その前提として要請されている公益法人のガバナンスの充実のために、「公益法人ガバナンス・コード」の普及等を図る、③組織面、事業面及び管理面において着実な成果を挙げる、④公益法人界唯一の中間支援組織であることの自覚を常に持ち、会員の意見や要望により耳を傾け、非営利セクターのシンクタンク的機能を強化し求心的機能を果たす、⑤明るい職場づくりに注力する、⑥2022年10月の創立50周年記念事業及びその遂行のための寄附金募集事業を段階的に準備する、以上6つの柱を掲げる、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業I「普及啓蒙」>①実務書ラインアップの充実、特に『公益法人ガバナンス・コード』の発行、②当協会Webサイトの全面リニューアルに向けたコンテンツの見直しとメール通信の充実、③創立50周年シンポジウムの企画・検討、④国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人の制度理解促進、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥ユース(若者)世代との連携関係を企図したインターネットシップ推進。

<公益目的事業II「支援・能力開発」>①相談室機能のさらなる充実・拡大、②ニーズに合った各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と共に会員の交流の場としての『公益法人』誌の内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」の新規利用法人の開拓。

<公益目的事業III「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の継続実施、「公益学会」（仮称）の設立検討、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の開催、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の継続開催、③「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の動向を注視した要望活動のほか、非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

<法人管理>会費収入は重要な収益基盤である。全職員が会員サービスに対する共通認識を持ち、会員への一層の周知と利用促進に努めるとともに会員参加型の会合の開催を企画する。

続いて、配布資料を元に2019年度の財務状況の説明とともに、2020年度収支予算について副理事長から説明があった。説明によると、2020年度予算は経常収益が233百万円（2019年度決算見込比400万増）、経常費用が232百万円（2019年度決算見込比800万減）とし、経常増減は450千円となり、トータルでは収支が拮抗する。収益については、その半分を占める受取入会金及び受取会費について、合計110百万の予算を組んだ。2019年度は新入会が予定よりかなり少なかったが、2020年度は会員を増強し純増40件とのチャレンジングな目標を立て、450万円のプラスを目指したい。また、収益の残り半分を占める事業収益は114百万の予算としたが、このうちの大きな割合を占めるセミナー収益は78百万とし、2019年決算見込みとほぼ同じとした。これはセミナー開催に伴う会場費等の経費がかかりすぎているため、いたずらに開催回数を増やさないことを企図したためである。このほかに、一般寄附金を200万とするチャレンジングな目標を立てている。一方、費用については、人件費は600万減の計画であるが、これは職員の交替等によるものである。また、物件費は、営業拡大に伴い旅費交通費が14百万、通信運搬費が17百万、会場費が14百万の予算を計上している。このほかコンピュータ関係費は75万の定常状態に戻したい。減価償却費については150万の増加であるが、仮にシステム関係で大きな投資を行う場合、償却資産になることから、5年償却の10分の1を計上しているものである。2019年度の収支見込みはマイナス1000万円。なお、補足であるが、平成31（令和元）年度正味財産増減見込個別内訳（内部資料）のとおり、セミナー事業については3000万円の黒字予算に対し、利益が上がらず300万円の未達の見込みとなっているほか、内閣府相談会事業は400万の収入に対し会場費及び人件費の増加に伴い経費がかさみ100万円の赤字となる見込みである。コンピュータシステム関係費については、当初計画の投資予定より300万円ほど少なかった。また、2020年度は資金調達及び設備投資の見込みとして15百万円を計上しているが、これは協会内システムを全面更改し、CRM対応を組むことを検討しているためである。会員情報、事業管理情報の問題点の洗い出しから始め、最終的にはCRMにつなげるという構想であるが、非常に費用がかかり、来年度、再来年度とトータルで30百万ほどかかる見込みである。果たしてどれだけ効果が上がるかについて明確にした上で、最終的には実施を見合わせる可能性もある。特に、資金について、50周年記念事業のため募集した寄附金を社内システムに使うことは公益性の問題もあり、現在は考えていない。この費用は資金調達をどうするかという問題が厳然としてあり、システムとしては良くても断念する可能性もある。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（蓑理事）50周年記念募金を行う場合、各助成金、会費を求めるという理解か。

（鈴木副理事長）募金は自分のところの利益になるだけでなく、顧客や世間全体への利益があることを証明できれば助成財団にお願いするとか、募金活動の中でその項目を加えることもあり得ると考えている。IT投資についてはPL上では損益的に150万の償却費の増加でしかないが、キャッシュベース上では資金繰りの問題がある。

（早瀬理事）（早瀬理事）CRMに関しては、中央共同募金会がうまく活用している。災害ボランティアNPO活動サポート募金（ボラサポ）の運営にあたって、最初からSales Forceで申請団体を管理している。CRMはリピーターが多い顧客データの管理には非常にうまくいく。ボラサポでは前の申請時はどんな状況だったか、1,500件ほどの助成内容を管

理している。何度もリピートがあるタイプの顧客管理には有効なので、公益法人協会の場合も研修や相談のリピートがある場合は有効だろう。ただし、新規事業の導入時なら良いものの、過去の顧客の管理まで行き渡らせようとする非常に難しいのではないか。過去の分も含めて行う場合は、過去に遡るための導入コストや運営コストが非常にかかるてしまう。

(鈴木副理事長) システムはセミナー参加、書籍購入などが紐づけでき理想的だが、過去のヒストリーを結びつけて関係性をめぐらせるために項目を増やすと膨大なシステムになる。たかだか1,400団体程度の会員で必要か、という議論が常にある。何万団体もあればコストも安くあがるので有効だが、本当にシステムがなくてはだめなのか、ある程度、半分手管理でも良いのではないか、という意見もある。来年度の重要なポイントである。

(山岡理事) まもなく50周年ということでおめでたいことである。記念事業の一つに「公益学会」とあるがこれには違和感がある。学会は個人の研究者が自発的に集まって身銭を切って育てていくものであるから、ある特定の団体の周年事業でやるのはどうかと思う。研究者のニーズがあってそれに応えたものなのか、リアリティを感じない。公益学研究推進協会とか公益学研究所とかはどうか。

(鈴木副理事長) 監事の意見もお聞きし、問題点があることは指摘いただいている。公益という名は仮称であり、最初は法制、税制、せいぜい会計くらいに絞った方がよいのではとか、大風呂敷を広げるのもいかがなものか、と考えており、形式について議論しようとしているところであるが、社内に置く、外に出して社団ないしは財団で作ることも考えられる。それぞれのメリット・デメリットを検討した上で最終的にお諮りしたい。アブリオリのものではない。一昨年12月の大会宣言に基づきいろいろな法人を訪問したり、会社法の改正と共に自動的に一般法人の改正が行われたときに法務省を訪問したりした際に、われわれの法人の基礎となる一般法人法は、どこの大学でも研究されていないことに危惧を感じた。どこかがやらなくてはならないし、できるかどうかは別として当協会がインターミディアリとして取り組むことかと考えている。非営利法人会計についても根本的な研究をされたところがなければ、それは必要だと思うし、税制についても同様であり、野放しの状況で良いのかと疑問に思っている。大義名分や意義の検討と並んで、フィージビリティ・スタディとして実際に作った場合の運営の困難さは承知している。両方をにらみながら検討したい。

(雨宮理事長) この件は、早期実現は難しい。継続的にお金が必要なところが一番問題になる。すぐに実現するとは思っていないが、ぜひ公益そのものの学問をきちんと研究するところがないと、民法で一般法人法を教えている人がいない現状を鑑みて、研究者を育てていかなくてはと考えている。壮大な夢であり、現実味は薄いかも知れないが、今やらなければと思う。

(山岡理事) 研究が生まれてある程度経ったら学会ができる、というのが普通である。社会的に一定の説得力を持つような会員数が、ある程度必要である。

(雨宮理事長) 一年や二年で形になるものではないかも知れないが、少し何かのきっかけを作ることをやらないと始まらない。何百人会員が集まったから、さあ始めようとい

うものでもない。

(鈴木副理事長) 最初は任意団体で始めるということも、選択の一つとして考えている。他の学会でも任意団体からスタートし、法人格を取得したところもある。初めから大きなものを作つて運営することは考えていない。

(山岡理事) 公益学研究会みたいなものが良いのではないか。メンバー一人一人が主体的にやつた上でその集合体、というものが学会の倫理である。

(太田理事) 基本的に公益法人制度など、非営利法人法制、非営利法人税制、非営利法人会計、非営利法人の活動と社会的意義などを全部網羅した学問を集約した学会はない。強いて言えばN P O学会があるが、当初は特定非営利活動法人のことを念頭に置いており、公益法人については対象外であった。全国公益法人協会は非営利法人研究学会を作つたが、これは全く会計中心である。日本の非営利法人法制、民法で言えば団体論を研究する学者は非常に少なく、このことは昔からずっと続いている。非営利法人がこれだけ社会から注目され活動を広げていこうという時に、こういった研究を推進していくという学会があつていいと思う。ぜひ実現の方向に向けて努力していただきたいが、まだまだフィージビリティ・スタディが未成熟。日本のメインストリームの先生がどれだけ参加してくれるか、学者先生の有力なリーダー、アカデミーの方が音頭を取っていただき、財政的・実務的に我々が裏方として支援していくことになる。アカデミアの先生方への働きかけ、弁護士など士業の方、非営利法人の実務家、企業の方に入っていただけるようフィージビリティ・スタディを重ねていくことになろうが、今回はそのような方向性をご承認いただくことだろう。この後の議案にあるが、寄附を創立50周年にひっかけて3千万円集め、そのうち2千万円を学会に充てるとあるが、実際、学会を作れなかつた場合にどうするのかという大問題がある。50周年の記念募金は学会を入れないで、包括的な表現でまとめられた方が良いのではないか。

(雨宮理事長) 詳しくは後ほど、別議案での説明としたい。

(高宮理事) 既存の事業になるが、内閣府委託の相談会事業について、世間一般のニーズがあり、また問題意識を醸成するためにも、継続していくことができればぜひ継続していただきたい。赤字と体力の問題があるかと思うが、もう少し詳しく方向性について、赤字だからまずいという話になるのか、血を流しながらもやっていくことになるのか。

(鈴木副理事長) まだ議論していないが、来週には内閣府に概算数字を出す予定になっている。従来は政策的な配慮もあり若干赤字含みでも出していたが、個人的には今回は正直な数字で出して、赤字になる分は少なくとも下げるトントンにして出したい。そのうえで入札が取れなければ取れないでいいのかなと思っている。全国公益法人協会は昨年入札したが、それは採算がとれるような、我々からみると2倍近い高い金額を出した。取れないことを覚悟で出したのは営利企業だからこそできたことかとも思うが、赤字を垂れ流すのは法人経営としてどうか。逆に赤字を出してでもやるということであれば、これを契機に必ず会員増強に結びつけるとかという意気込みでやらないと、赤字を垂れ流す余裕はないのではないかと個人的には思う。

(高宮理事) 確かに相當下の数字を出して取れた、そしたら全国公益法人協会はこうだった、

という話は昨年の理事会であった。当然の話であるが、バランスのいいところで、出来る範囲でネゴが取れるようであれば何とかぜひ頑張っていただきたい。

(雨宮理事長) 収支上、マイナスのような気分になっているが違う。これを取るのは一つ意味があることであり、これを機会に会員を増やすというやり方もある。止める話ではない。但しある程度、赤字はどのくらいまでなら耐えられるのかを読み込むことが肝要だと思う。

(片山理事) 会員を40件増やすという目標があったが、その勝算はどうか。どこの法人でも会員増を目標に掲げているものの、精神的な意気込みだけで後からみて達成は全くできなかつたというところが多い。実績を挙げているところは、事前にコストを計算し経費をきちんと計上し取り組んでいるところが多いように思うが、新規に会員を取つたらその年の収入くらいは経費で消えても継続していただければいい話である。経費面の見通はどうか。

(鈴木副理事長) 過去においては入会勧誘の非常勤職員が一人いて、歩合でやっていたこともあったが、効率性は高くない。今は、なかなか溝板を踏んで一本釣りでお願いするセルスを行うのは必ずしも成功するわけでもない。何らかの関係性がないとそもそも話もできない時代である。一つは内閣府の外部相談会のことを申し上げたが、当然自分のところのセミナーや講演会で会員でない方にアプローチをすることは恒常にやっており、ただそれ自体はお金がかかる話ではなく、セミナーや講演会の中で行うものであり、その分の経費をとりたてて計上はしていないが、努力するという話かと思う。

(雨宮理事長) 会費でいただくのがいちばん安定した収入にはなるが、そのために経費をかけるということではないと思う。ただ、新設法人へのアプローチはあるだろう。一般法人のままのほうが問題ないのでないかというところも多いが、気持ちとして、公益を目指したいということを推奨したい。その意味では、会員になって良い活動をしていただきたい。

(太田理事) 会員の増強は昔から重要な問題であり、色々な対策をしてきたがなかなか効果はない。先ほどの話のように一時入会営業専門の方がおり、確かに6年間で160数件の入会を得たと思う。入会金5万円・年会費7万2千円として十分にペイはしたが、高齢のため退職した。入会に関してはこの他、公益法人制度改革という神風が吹いた。公益法人協会が頼りになるということで、会員がものすごく増えた。1,200を割っていたのが1,500を超えて、今は1,400強に落ちた。会員にとって魅力のあるものは何かを訴求しなくてはならない。会員専門営業の人をお願いするのも一つの方策だし、毎年新設法人が60くらいあることから、理事長名でご活躍をお祈りします、についてはご入会を、ということでPRしつつ手紙を出すとか、いろいろと策を講じることで、ある程度増やすことは可能でないか。

(雨宮理事長) 公益法人協会の努力のしがいのあるところ。頑張ってまいりたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第8回配分先決定及び当協会の寄附金額の承認」の件

雨宮理事長から、同議案説明があった。説明によると、募集期間は2020年1月10日～2月14日、申請件数は13件。2月27日に第8回配分委員会が開催され、委員5名により審議をおこない（うち1名はメールにて意見聴取）、11団体、計251万円を採択した（不足額2,254円は当該基金の当協会管理費分から充当）。配分額としては、松口奨学会からの使途指定基金から80万円余、その他基金から200万円余あり、管理費として公益法人協会は1割をいただき、残額としては松口基金から70万余円、その他基金から180万余円を配分した。審査を厳しく行い、松口基金は子どもの村東北、すぐのびくらぶの2団体、その他基金の配分先は9団体であった。このうち、ふたば未来学園高等学校とその卒業生の組織である結び葉は同じ学校であるが、その事業内容により配分を決定した。さらに、配分委員会委員長である岸本理事より、今回で全ての寄附金額の配分を終了したこと、支援先の特徴としては、高校生を中心となつて活動している案件が3件入ったこと、ほかには、復興公営住宅の家賃が上昇したため住み続けられないという状況や、復興公営住宅での孤立の問題、また、震災から10年が経ち当時子供だった世代が子育て世代になり、子育てに困難を抱えている若い親世代が生まれてきている状況であることが補足報告された。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（太田理事）この議案についてはもちろん賛成だが、今年の3月で9年になる。あと1年募金をし、10年の締めくくりで何かできないかという気がする。募金活動そのものはいくら集まるか分からぬが継続してはどうか。10年経っても被災地ではこのような問題が残っていることをキャンペーンし、いくらかでもお金を集めてそれを最後にするといったことができればありがたい。この募金は発災直後、翌々日からスタートしたが、総決算でいくらになったのか、どのようなところに助成をしてきたかのまとめもどこかで行って欲しい。

（雨宮理事長）ここで終わる、ということではない。今後どうするかはまだ決まっていない。一度東京で発表会もしたことがあるが、今後、形になるものを行うかどうかは、改めて検討したい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『創立50周年記念募金』の実施」の件

鈴木副理事長から、同議案説明があった。説明によると、中期経営計画に掲げた50周年記念事業の実施に係る原資獲得のため、募金活動を実施したい。当協会会員及び趣旨に賛同する法人、個人を対象とし、1口1万円として法人は10口以上、個人は1口以上。計3,000万円を目指とする。具体的な使途としては、①記念シンポジウムで500万、②記念出版『公益法人の理論と実務』で300万円、③50周年史で200万円、④公益学会（仮称）の設立で2,000万円を予定している。細かい議論はまだしていないが①～③と④は性格が違うところもあり、どのような形で募集をしたらよいのか、50周年だけに限るのか、公益学会も併せて行い、申し込みの様式を分けるなど、これから検討することになるであろう。また、公益学会の設立費用

については、最初からこんなには要らないという考え方もあるだろう。なお、募集期間は2020年4月～2022年10月としている。過去、周年記念事業の資金調達の実績としては、20周年の時は費用が750万円で『公益法人用語辞典』の刊行、25周年の時は費用が500万で『公益法人論文選』の発行、また、30周年の時は費用が2,236万円で、シンポジウムを開催した。個人・法人からの1,056万円の寄附の他、助成財団から一括で980万円をお受けした。物価の変動等を考えると3,000万円は大きな金額ではなく、妥当な金額かと考えている。ご了承いただけるのであれば、理事、監事、評議員の方には格別の計らいをお願いすることになろうかと思うが、よろしくお願ひ申し上げる次第である。以上であった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(渡邊理事) 予算として①～④とあると④だけが周年ということからは相当かけ離れる印象がある。私個人としては今の段階で公益学がなく問題だというのは全くそのとおりだと思うし、今後どのようにやっていくかということはあると思うが、だからこそ、学会だと決めてかつお金との絡みになり、2,000万円という金額で他の周年事業と一緒にになって募るとなると、むしろ議論がしにくく感じる。議論のことだけでなくお金の立て付けとして言うと、やはり50周年は①～③で募り、④は別立てで考えた方がよいのではないかろうか、ついでで集める的な印象とか、その割には全体の3分の2に当たる金額は大きいねとかという印象を受けるのかなと思うがどうか。④が大事であるということに異論はないが。

(雨宮理事長) 確かに性格が少し違う。また時間もかかる。

(山岡理事) 慌てて作ったら、絶対だめ。④は公益学推進基金として別に募るのはどうか。まだできていない学会に関して募金、ということは果たしてどうだろうか。できなかつたらどうなるのだろうか。

(雨宮理事長) 任意団体としてやるか、法人化するのかという議論はしているが、基金をつくり特別な目的のために置いておくというやり方は、確かにある。

(渡邊理事) ①～③が④に巻き込まれるのはどうか、と思う。

(山岡理事) どちらが中心なのか、分からなくなってしまう。

(雨宮理事長) そのとおりだと思う。本案は一部修正をし、④の学会については別に特別基金を設けたい。募集をする時は、別の形で行う。今年募金をやるのかどうかも決まっていないが、やり方についても内部で少し考え方直したい。その部分を修正させていただきたい。

(平川監事) 修正した場合、募金額も違ってくるのだろうか。

(雨宮理事長) 1千万円ができるのか、という問題もある。シンポジウムの開催や本の発行だけであれば、それほどかからないのかも知れない。

(山岡理事) 記念事業の一つに、④を公益学推進基金として一つ置いておくのであれば、この際本気になって取り組みましょう、ということになる。

(渡邊理事) 大きい金額を何のために使うのか、ということをはっきりさせて欲しい。プランの明確化が必要ではなかろうか。

(太田理事) ④は助成の方がむしろ向いているかも知れない。④の公益学会は外した形で、金

額は30周年のときも2千万円くらいでやっているのだから、3千万円くらいは妥当な金額と思う。

(雨宮理事長) 50周年記念事業として、④を置くかどうかが論点である。山岡理事は④を置くことに賛成されている。分けるとはどういうことか。

(太田理事) 基金をつくるとしても基金をどのように使っていくのか、という次の問題になる。単なる中間の受け皿に過ぎない。やはり④は外し、50周年事業として募集は3千万円、実際の使い道はどこですかということになれば、若干付け足して、少し抽象的な表現で趣意書を作ってはどうだろうか。具体的に書くと、公益学会ができなかつたときにどうなるかということにもなりかねない。

(雨宮理事長) お考えでは、50周年とは別に公益学会があるのか。

(鈴木副理事長) 論理的には別だが、世の中には勢いというものがある。3千万円という貨幣価値であればいけると思う。

(早瀬理事) 基本的には学会は会員の会費で運営するものであり、基本財産がなければできないということではない。研究者が集まらないと、必要な会費が集まらない。研究者を集めるためには、紀要の発行と年次大会の開催が必要である。公益法人協会として基金があることは財政安定上よいことだと思うが、学会の運営は元来それほどお金がかからぬるものだと思う。算定がよく分からぬが、どうか。

(鈴木副理事長) 財団法人形式であれば、2千万円くらいの基金があるべき。社団であれば基金制度があり、安定的な資金があれば本来の目的のために財務状況に心を惑わされることはない。会費はせいぜい5千円で、100名集まても50万。そのようなものに頼っているから、学会運営が大変になる。財務状況について心配しないで行えることが良いと思って、単純に仮置きました。いろいろな形があり得るので、外に出さないで公益法人協会の基金ということであれば、2千万円も要らないのかも知れない。公法協の財務をバックに行うこともできる。いろいろな選択肢を考えた上で、マキシマムこれくらいあればよいというところで算出した数字である。

(雨宮理事長) ここでは、募金額の数字を決めてしまうのではなく、50周年の事業としてこういうことをやりたいとして事業計画には組み入れたい。募金額をある程度設定しないと、予算を立てられない。

(太田理事) 4月1日開始であれば、まず募金趣意書を作らなくてはならない。はっきりとどのように使うのかということを決める必要がある。

(鈴木副理事長) スタートは遅れてもよく、今回は頭出しということで考えている。

(岸本理事) 折角の50周年記念事業であり、募金額3千万円はリーズナブルな金額だと思う。この際、合計金額3千万で募金活動を開始するということをこの場で決議し、公益学会については、人がいないときに学会は作れないので、公益学に関する各種の研究を振興し、しかも継続して盛り上げていくことが基本的なポイントであるとすれば、公益学推進基金として積み上げ、そこから例えば毎年奨励賞を出していくというような使い方も考えられるのではないか。ここは公益学推進基金を創設するということで、総額3千万で決めてはどうかと思う。

(山岡理事) スタートは10月で、十分間に合うのではないか。

(早瀬理事) 期間限定で目標を設定するキャンペーン型のファンドレイジングの知見では、キャンペーンを始める時点で目標額の3割が集まるという約束がなくてはならない。今回の場合は、1千万円分は集まるという見通しがないといけない。事前に組織化してからキャンペーンを張った方が良く、時期を遅らせた方が良いのではないか。

審議の結果、本案では2020年度に創立50周年事業のための募金を行うことを承認し、募金の詳細については次回、6月に開催する理事会で改めて審議することを、出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「2020年度役員報酬(4～6月)」の件

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬の月額については2019年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって雨宮理事長の理事としての任期が一旦満了するため、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「顧問の選任」の件

雨宮理事長から、同議案説明があった。説明によると、現顧問3名の任期がいずれも本年3月31日で満了となる。このうち候補者2名(石村耕治氏、岡本仁宏氏)からは、理事会で選任された際の再任について承諾を得たが、能見善久氏は再任を希望せず、任期満了をもって退任することとなった。再任候補者は2名、選任後の任期は2020年4月1日～2022年3月31日の2年間である。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(太田理事) 能見氏からは、再任を希望されない旨の表明があったのか。

(雨宮理事長) ご本人に確認した、ということである。

審議の結果、原案どおり顧問2名の再任を出席理事全員一致で可決した。

第6号議案「臨時評議員会に提出する『倫理規程』改定案」の件

鈴木副理事長から、同議案説明があった。説明によると、現在、公益法人の自主的な行動基準としての「公益法人ガバナンス・コード」を策定し世間に公表しているところである。一方、当協会としては、すでに倫理規程があり、ある意味公益法人ガバナンス・コードの一部をすでに持っているとも言えるが、「公益法人ガバナンス・コード」と比較し足らざる部分を補填し、新倫理規程案として本理事会で審議いただき、ご了解をいただければ来週の臨時評議員会にかけて改定したい。改正点としては、まず前文について、倫理規程には行動基準が含まれるために併記としたものだが、倫理規程という言葉が定款のなかで使用されているため定款の変更が必要となり、それには特別決議として評議員総数の3分の2の賛成を要するので、6月の定時評議員会に3分の2以上が出席することを前提として考えている。現時点では倫理規程のままでと考えている。今回改定されるところは第2条(社会的信用の維持)であるが、公益法人ガバナ

ンス・コード原則2（誠実性・社会への理解促進）があることからこれを加えたものである。また、第5条以下は若干の文字の修正だが、その中で大きいものは、追補及び追補第1条～第4条を加えている点である。公益法人ガバナンス・コードは8つの原則を謳っているが、そのうち行動基準については、公益法人ガバナンス・コード原則3（公益法人の機関の権限と運営）、原則4（公益法人の業務執行）、原則5（理事会の有効な運営）で定められており、これらを倫理規程の追補第1条（機関の権限と運営）、追補第2条（業務執行）、追補第3条（理事会の運営）として定めた。また、公益法人ガバナンス・コード原則6（情報公開・説明責任・透明性）を追補第4条（リスク管理及び個人情報の保護）に反映させた。以上によって、私どもは「公益法人ガバナンス・コード」を提示していることを受けて、プロパーとしてはこのように改定したというところを世間にアピールしたい、ということであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(山岡理事) 倫理規定の対象に評議員が入ったということが重要だと考えている。例えば第4条（私的利害の禁止）については「この法人の役職員は」となっているが、この条に関しては評議員はあえて入っていないということか。

(鈴木副理事長) 主語は項目に応じてそれぞれ変えている。私どもの規程では評議員をもともと含むことを当然の前提としたが、明確でないという方がおられる事から、前文のところに評議員並びに役職員としたのはそうした理由である。私どもの場合は、元より評議員を対象としている。

(山岡理事) 評議員が対象になる項目と、対象とならない項目を意識的に使い分けておられるということか。

(鈴木副理事長) そのとおりである。

(渡邊理事) 追補について「公益法人としてのガバナンスが重要性を増していることに鑑み」とある。個人的な考え方であるが、ガバナンスはもともと大事で、何も変わっていないだけだと思っている。この場合、そうではなくて、昔はそれほど重要ではなかったが重要性が増しているということで総意があればよいが、昨今の状況を見ても、ガバナンスはもともと重要であるのになぜというところでもやもやしている。「重要性が増している」としてしまうと、例えば10年後に見た時に、果たして10年前に何があったのか、ということになるのではないだろうか。

(鈴木副理事長) 言葉の問題であるが、「重要であることに鑑み」だと当然前の段階でなぜ入っていなかったのかという話になってしまう。今回の改定は重要性の現れとして、行動の部分まで入っている。前の倫理規程を作る段階では行動の方は法律に入っているので、当たり前の事であると考えていた。しかし、「公益法人ガバナンス・コード」では機関運営のことまで言っているということで、その面の重要性が増していることの現れとして考えてこの表現とした。「重要であることに鑑み」の方が良いということであればそれでも構わない。

(渡邊理事) 総意があれば、原案のままでよいと思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

・第28回評議員会

日 時 2020年6月25日(木) 15時開始

場 所 日本工業倶楽部(千代田区丸の内)

目的である事項等

- ・2019年度事業報告及び同附属明細書の承認
- ・2019年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件
- ・「定款変更」の件

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

下記の報告が行われた。

(1) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の設置(雨宮理事長)

「公益法人のガバナンスの更なる強化等の関する有識者会議」が2019年11月に設置された(内閣府特命担当大臣決定)。当協会では、民間法制税制調査会(第7回)及び法制・コンプライアンス委員会(第6回)において本会議体の発足の報告と対応の協議を行った。2020年2月10日の第3回有識者会議では、(公財)助成財団センター、(公財)プラン・インターナショナル・ジャパンとともにヒアリングを受け、公益法人のガバナンスについて、組織におけるガバナンスの強化に対しては反対を唱えるものではないが、①公益法人自らがガバナンス強化等を自発的に行うことを原則とすること、②法制や税制及び関係する行政庁等はそれを支援するというスタンスを常にとるべきこと、③民間の公益活動を委縮しかねない行政庁等による強権的な指導はすべきではないことを申し述べた。

(2) 「公益法人ガバナンス・コード」をめぐる状況(鈴木副理事長)

「公益法人ガバナンス・コード」作成の際のパブリックコメントや採用を勧める過程において、その普及に努めることが当協会の役割として期待されており、具体的には、①説明会・講演会の開催、②相談窓口の開設、③チェックリストの作成、④解説書の刊行、⑤諸規程の改訂などを鋭意すすめている。いくつかの法人からは自身の法人のガバナンス・コードの策定に際し支援を求めてきており、徐々に効果が挙がっているように思われる。

(3) 公益法人会計基準及び同運用指針の一部改正案に関する意見募集(中田監事)

内閣府の会計に関する研究会の今年一つだけの変更である。改正点は、公益法人会計基準及び同運用指針において、今まで「継続事業の前提に関する注記」としていたとこ

ろを「継続組織の前提に関する注記」に変え、また平成を令和に変えた、という2点である。この意味は、企業の場合は、継続企業の前提である一方、公益法人の場合は、継続企業の前提ではおかしいため、継続事業の前提としていたところ、会計士協会においてここ10年ほどかけて、非営利組織には公益法人や学校法人、社会福祉法人などたくさんあり、それぞれが個別の会計基準を持っているのは好ましいことではないので、会計の理論的にどうあるべきかモデルを作りましょう、とモデル会計基準を作った。改正するときには会計理論も考慮してくださいとしたもので、その時の表現が非営利組織としたため、継続事業ではなく継続事業体とすべきだとかいろいろな意見があったが、最終的に継続組織となったものである。

(4) 「民間法制・税制調査会」第二期活動報告及び第三期活動計画（鈴木副理事長）

① 非営利法人の基本問題等、②非営利法人会計の研究と実務、③英米の中小非営利法人の実態調査について、同調査会第二期の実績報告があった。また、第三期の活動計画として、①公益法人制度における小規模法人対策、②日本における非営利法人会計の実際、③米国における小規模法人対策と非営利法人会計の理論と実務、④公益法人のガバナンスの更なる強化等に対する対応を検討していきたい、ということであった。

(5) 「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」（鈴木副理事長）

新しい公益信託は、現行公益信託制度をほぼ100年ぶりに抜本改正しようとするもので、すでに法制審議会の答申（2019年2月）を受けて、法案の国会提出が待たれている。新しい公益信託の姿を議論できる時期が到来したと太田会長からの提案を受け、雨宮理事長より太田会長に業務委嘱を行い、要綱案の理解と検討、非営利法人が受託者となる公益信託の制度設計の検討、公益信託会計の現状と改正案の3つの内容に区分したスケジュールで開催してまいりたい、ということであった。

(6) 2019年度入退会の状況（鈴木副理事長）

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が35件、退会が35件であり、年度末の見込みは退会が若干増え、マイナス2となる予定、とのことであった。

(7) 2019年度下期コンプライアンスの状況（鈴木副理事長）

下期は、特にコンプライアンス上抵触する事例は見られなかった。下期に勉強会をもう一度開催したい、とのことであった。

(8) その他報告

上記(6)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）が鈴木副理事長、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長、公3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が鈴木副理事長、「法人管理」（会員、社内システム、団体保険等）が鈴木副理事長であった。

また、最後に長沼事務局次長より、2019年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回理事会の開催日を2020年6月8日（月）、場所は日本工業俱楽部とする旨、また第58回臨時理事会の開催日を2020年6月25日（木）、場所は同じく日本工業俱楽部で定時評議員会終了後に開催する旨、連絡があった。

報告事項に関して、次の質疑応答があった。

(高宮理事) 内閣府のガバナンス強化に関する有識者会議においては、すでに検討を始め9月に報告書が公表されるのではという話もあったが、出来上がったものを飲まされるようになっては困る。非営利と営利は異なるので、十分なチェックをしなくてはならない。見通しはどうか。

(雨宮理事長) ほとんどできているのではと見えた。運動体として反対していく方法を今後、いろいろ行っていこうと思っている。

(鈴木副理事長) ある程度、委員会の方の常識を信頼したいと考えている。

(高宮理事) 収支相償の時も、できてしまった後で問題になっている。ある意味、非営利のことによく分からぬ人が営利のガバナンス・コードを焼き直して作って示されては困る。よっぽど腹を据えてかからないと、我々の責任を果たせない。

(早瀬理事) 例えば朝日新聞の秋山訓子さんなど、マスメディアの力を利用することもどうか。

(雨宮理事長) 運動体として行動しないと、危ない感じがする。しばらくヒアリングがあると思う。このようなことがまかり通るのはおかしな話である。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時11分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事は記名押印する。

2020年3月4日

代表理事 時枝 孝子（雨宮孝子）

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

(別紙)

2020年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	2020年 4～6月 合計	2019年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	12	320,000	960,000	3,840,000	週2日
鈴木 勝治	26	600,000	1,800,000	7,200,000	週5日

*役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項）。

